

都市建設環境常任委員会

説明資料

所管事務調査 上下水道事業に関する調査
(上下水道局土地取得から現在に至るまでの経緯について)

令和4年1月25日(火)
上下水道局 総務課

明治44年
1911年

昭和8年
1933年

昭和9年
1934年

昭和19年
1944年

昭和21年
1946年

昭和22年
1947年

昭和27年
1952年

昭和29年
1954年

昭和30年
1955年

昭和36年
1961年

昭和39年
1964年

昭和47年
1972年

昭和54年
1979年

平成16年
2004年

平成15年
2003年

平成18年
2006年

那覇市(当時：那覇区)の土地5筆、4,356坪を
保安林に編入(参考資料1)

真和志村字天久に用地として、4,477坪を買収し、
浄水場を建設し水道事業を開始した
(参考資料2、参考資料3)

保安林の一部解除

10・10空襲と沖縄戦により公図等焼失

土地所有権認定作業
・土地所有権関係資料収集に関する件(1946年 米国海軍軍政府)
・土地調査に関する件(1946年 沖縄諮詢会総務部)
・字区域変更及び改称方に関する件(1946年 沖縄諮詢会総務部)
・土地所有権証明(1950年 米国軍政府本部)

土地所有申請
書の提出(那覇
市⇒真和志村)

調査測量、地
図作成(真和志
村字土地所有
権委員会)

審査(中央土地
所有権委員会)

公告・縦覧(真
和志村)

土地所有権証
明書の交付
(真和志村)

泊浄水場が米国から返還される(参考資料4、参考資料5)

所有権保存登記
昭和30年登記 旧保安林 3筆
昭和36年登記 浄水場用地 4筆
旧保安林 1筆

⑦上之屋原295-5を分筆
⑦上之屋原295-5
⑨ " 295-7
浄水場用地拡張(交換)
⑩字天久東原221-1
浄水場用地拡張(買収)
⑪字天久東原219-2

国土調査による地籍確定(39,588.53㎡)

都市再生機構による換地処分

土地所有権確認等請求事件
所在 那覇市字上之屋上之屋原
地番 201番
地目 原野
地籍 4,882㎡

真和志村字天久(合計4,356坪)		
地番	地積	参考
1380	3畝28歩	118坪
1417	7畝14歩	224坪
1401	2反8畝24歩	864坪
1435	1町28歩	3,028坪
1434	4畝2歩	122坪
		4,356坪

(出典：官報M44.7.15)

一連の行政手続き

審査(中央土地
所有権委員会)

公告・縦覧(真
和志村)

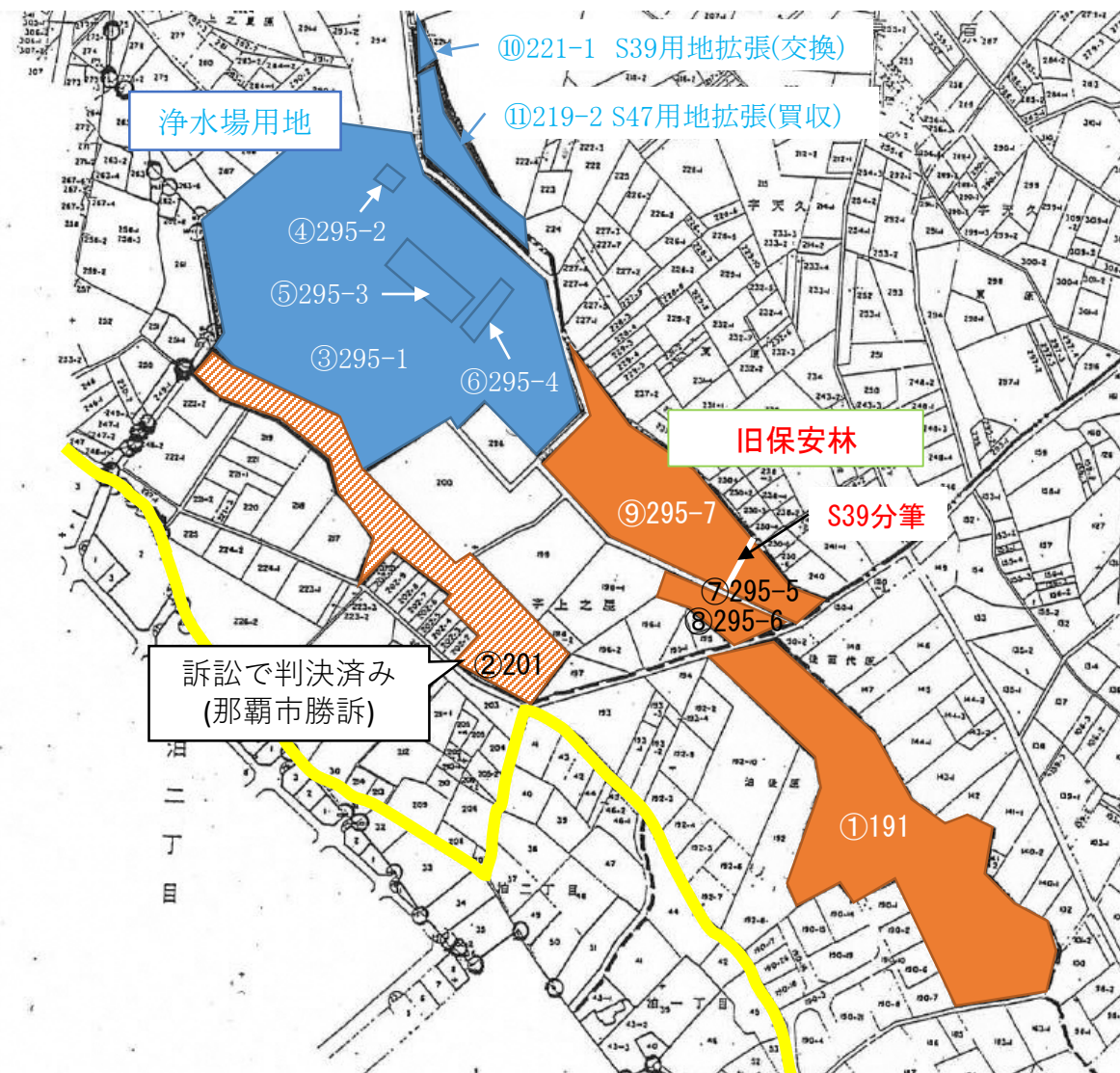
土地所有権証
明書の交付
(真和志村)

提訴H15.12.9
判決H17.2.3
請求棄却

控訴H17.2.16
判決H18.5.30
控訴棄却

上告H18.6.9
判決H18.10.6
不受理

[参考資料6]



平成16年都市再生機構による区画整理換地処分整理表	
換地前の所在・地番	換地後の所在・地番
①字上之屋泊後原191	上之屋一丁目12-1 おもろまち一丁目6-8
②字上之屋上之屋原201	おもろまち一丁目1-4
③ // // 295-1	おもろまち一丁目1-3 おもろまち一丁目6-7
④ // // 295-2	上之屋一丁目12-2
⑤ // // 295-3	
⑥ // // 295-4	
⑦ // // 295-5	
⑧ // // 295-6	
⑨ // // 295-7	おもろまち一丁目6-6
⑩字天久東原221-1	
⑪字天久東原219-2	

浄水場用地 （5,850坪）

- ③字上之屋上之屋原295-1
- ④ " " 295-2
- ⑤ " " 295-3
- ⑥ " " 295-4
- ⑩字天久東原221-1
- ⑪字天久東原219-2

- (1) 昭和8年に水道事業を開始するに当たり、用地を買収して整備した土地
- (2) その後、追加で用地買収した土地や等価交換によって、面積を増やした
- (3) 昭和54年の国土調査によって面積が確定した。
- (4) 10・10空襲と沖縄戦により公図等焼失
- (5) これまで、係争はない

保安林 （6,128坪）

- ①字上之屋泊後原191
- ②字上之屋上之屋原201
- ⑦ " " 295-5
- ⑧ " " 295-6
- ⑨ " " 295-7

- (1) 明治44年の官報に那覇市所有の土地として記載があり、それ以前から、本市の土地であった
- (2) 昭和9年の保安林解除調書にも那覇市所有の土地と記載があり、継続して所有していた。
- (3) 1筆(201番地)について、係争があり、最高裁において結審(本市の土地)
- (4) 土地所有申請書の保証人の署名が同一人物の筆跡と議会で質問が出たが、過去の資料は無く、その後の一連の手続きを経て、本市の土地と認定されている

◎土地(保安林)の所有権についての説明◎

そもそも、戦前（明治44年当時）から市有地である

本市が明治44年当時から当時の天久地区現在の上之屋地区に保安林（5筆、約4,300坪余）を所有していたことを、国立公文書館に保管されてある、明治44年7月15日付の官報第8419号により確認しており戦前から所有していた当該土地である。

戦後の土地所有権認定作業でも適正に土地所有権証明書が交付されている

土地所有権証明書は、申請書の書類審査のみで発行されたものではなく、1946年2月28日付け米国海軍軍政府本部指令第121号の土地所有権関係資料収集に関する件及び1950年4月14日付け米国軍政府本部特別布告第36号の土地所有権証明に基づき、沖縄本島全域において、

- (1) 現地での確認作業等の土地の所有権調査が行われ、
- (2) 中央土地所有権認定証明委員会での審査、
- (3) 住民への縦覧等を経て、
- (4) 証明書に異議がないものを承認したうえで、

土地所有権証明書が交付されており、それら一連の行為全体としてみた場合、適正に処理されたものと認識している。

水 道 の あ ゆ み

昭和19年 10月 ・ 米軍の空襲により全施設破壊され、給水不能となる。

昭和20年 5月 ・ 泊浄水場、米軍に占領される。

昭和26年 5月 ・ 公共施設課を設置、簡易水道工事に着手
・ 泊浄水場の移管について米軍と交渉を開始
・ 簡易水道工事竣工、1.2.3.4.6 区の一部に給水開始 (1 日 110m³)

昭和27年 1月 ・ 米軍が 1 日20万ガロン(757m³) を那覇市へ給水すると発表
7月 ・ 米国民政府から水道資材(2,700万 B 円相当) の交付通知を受ける。
8月 ・ 米軍配水管との連結工事竣工
・ 城岳に貯水タンク30,000ガロン(114m³) を設置、米軍からの浄水分譲を受ける。
・ 簡易水道の給水工事を再開
10月 ・ 水道料金改定(定額制を用途別計量制に改める。)

昭和28年 3月 ・ 水道料金改定 (値下げ)、船舶給水料金を制定
5月 ・ 泊浄水場の返還を前に上水道給水工事の申込み受付開始
12月 ・ 公共施設課を水道課に改める。

昭和29年 3月 ・ 泊浄水場(能力11,000m³／日) 及び関連施設が米国民政府から正式に返還される。
4月 ・ 那覇市水道給水条例を施行、水道事業が復活
・ 水道料金改定(メートル法採用)、浴場用を新設
6月 ・ 水道給水工事指定店制度を導入、 5 社を指定
7月 ・ 水道料金改定(39%の値下げ実施、量水器使用料を新設)
9月 ・ 首里配水池 (容量 5 万ガロン 189m³) 完成
・ 松川ポンプ場 (能力 2,400m³／日) 完成

出典：令和3年度 上下水道局事業概要

判決主文

本件控訴を棄却する。

裁判所の判断

福岡高等裁判所(那覇支部民事部)は、控訴人(原告)の請求は理由がないものと判断する。

判断の理由

(裁判所に提出された)本件全証拠によっても、Aないし控訴人の祖父が本件土地を所有していたこと、及び、控訴人の母及び控訴人が本件土地の贈与を受けたことを認めることができない。

訴訟経過に照らせば、控訴人提出の各証の上記各号証の信用性には多大な疑問が生じるところであるが、(事実認定のために)摘示した各号証は個々に検討しても信用できない。

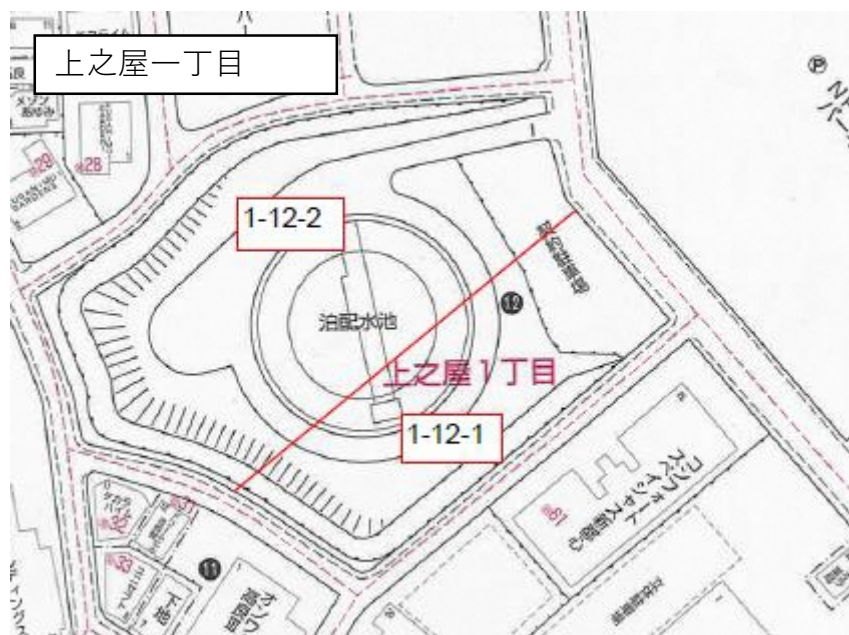
控訴人の祖父の跡取りとして、沖縄に戻った控訴人が本件土地の所有権申請をせず(他の3筆についても所有権申請をした様子はない。)、被控訴人(那覇市)が本件土地について所有権申請したことに対して本件訴訟を提起するまで異議を述べていないことは、所有権者の態度として理解できない。

全証拠によっても、控訴人の祖父が大正14年ころから本件土地を占有したこと、控訴人の祖父が昭和10年ころ本件土地を占有していたこと、控訴人の母が昭和20年ころ本件土地を占有していたことを認めることはできない。

おもろまち一丁目



上之屋一丁目



第五節 送水管

送水管は内徑三百五十ミリメートル高級鑄鐵管を用ひ、牧港唧筒場を出て中頭郡浦添村字城間屋富祖宮城仲西内間勢理客を経て島尻郡眞和志村字安謝を南走し天久淨水場に至る。此の總延長三千六百十六間にして、内千四百十四間は縣道那覇名護線に、他は用地買收専用線路として之を敷設した。

而して其の買收幅員僅かに一間であるが、村民は何れも誠意を以て示談買收到應じた。

其の買收坪數は二〇三四坪である。

第六節 淨水場

市の北東に當る眞和志村字天久に用地として四、四七七坪を買收し、其の丘地基線上一四五尺あつたのを、基線上一二三・二尺と一一四・四尺との二段に切取り、濾過池及配水池敷地となした。



水道制度100周年記念

昭和十年四月二十五日印刷
昭和十年四月三十日發行
平成二年二月二十二日再版發行

編輯者
兼發行

復刻者

印刷者
(復刻)

那霸市役所

那霸市水道局

那霸市寄宮三丁目三二一

TEL 三三十四二七一

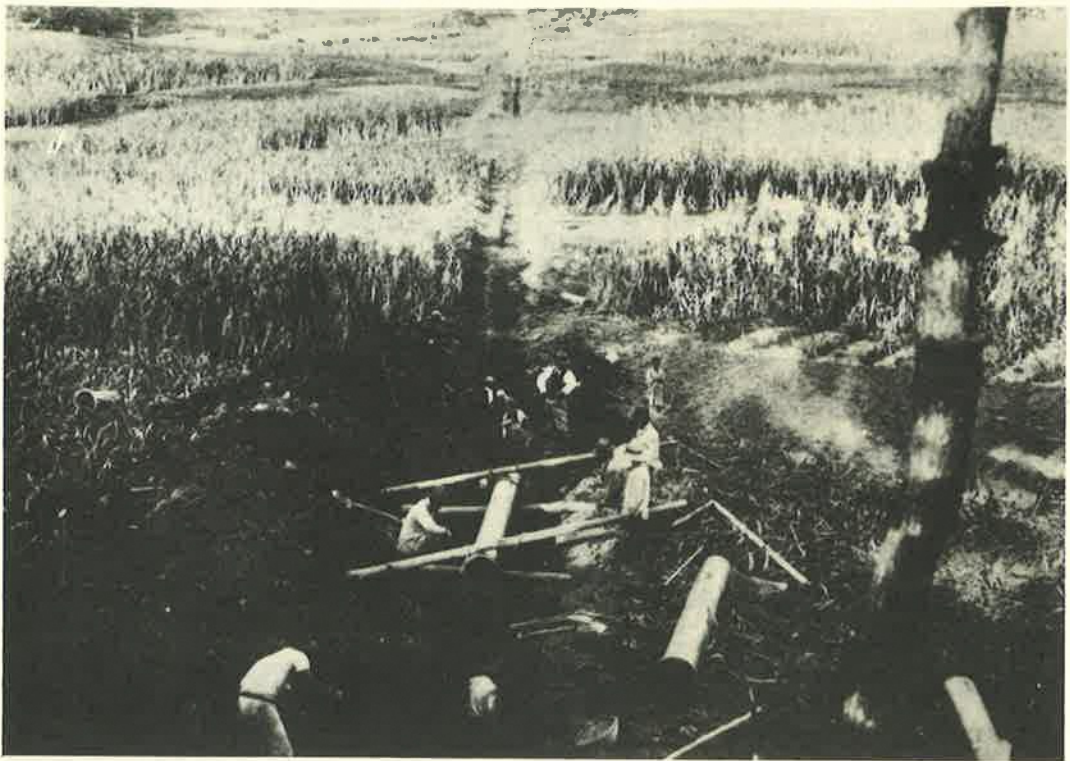
合資
社精
印堂
印刷

那霸市真地三九九一三

TEL (〇九八八)三三十一三二一

(非賣品)

第7章 布設工事の施工及竣工



送水管300%埋設工事（昭和7年11月）

送水管路用地は総面積2,034坪（6,724 m^2 ）で、幅員僅か1間（1.82m）であるが、関係地主はいずれも誠意をもって示談買収に応じた。

6. 浄水場の建設

那覇市の北東、真和志村字天久に用地として4,477坪（14,801 m^2 ）を買収し、その丘地が標高145尺（43.94m）であったのを標高123.2尺（37.33m）と114.4尺（34.66m）の2段に切土し、ろ過池と配水池を築造することとした。地質は全部第三紀層（クチャ）であり、工事は特別な困難もなく、予定の工程通り運び、1,303坪（4,308 m^2 ）の切土分を南北両側に埋土し、全面上羽打とした。

「ろ過池導流溝」

ろ過池の東側に導流溝を設け、場内において送水管を分岐して一つは導流溝へ、他の一つはろ過池へ直送できる装置とした。当初の計画では、ろ過池のみ築造する計画であったが、降雨時の濁度増大を考慮して、導流溝を設けることにした。その構造は、溝の大きさ

那覇市水道50年史

昭和58年12月15日 発行

編集・発行 那覇市水道局

〒902 那覇市寄宮2丁目32番1号

印刷 益精印堂印刷

〒902 那覇市真地399の3

資料編

那 覇 市 水 道 誌 か ら の 資 料

創設水道敷設予算

当初予算

敷設予算として市会に提出可決された議案
第31号自昭和3年度至昭和6年度特別会計水
道敷設事業費継続年及支出方法は左の通り
である。

1. 金 85万3,950円

内 訳

金 37万2,091円 昭和3年度支出額

金 20万4,650円 昭和4年度支出額

金 18万4,285円 昭和5年度支出額

金 9万2,924円 昭和6年度支出額

△収支計算書

(収入)

科 目		昭 和	同	同	同	計	説 明		
款	項	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		種 目	金 額	附 記
1 補助金		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000			
	1 国庫補助金	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000			
							1 国庫補助金	4,000	国庫補助金 183,750円ノ内
2 市 債		370,000	200,000	180,000	70,000	820,000			
	1 市 債	370,000	200,000	180,000	70,000	820,000			
							1 市 債	820,000	
3 使用料		—	—	—	21,306	21,306			
	1 使用料	—	—	—	21,306	21,306			
							1 水 道 使用料	21,306	
4 雑収入		1,091	3,650	3,285	618	8,644			
	1 雑収入	1,091	3,650	3,285	618	8,644			
							1 不用品 売却代	300	
							2 雑 取	8,344	
合 計		372,091	204,650	184,285	92,924	853,950			

(支出)

科 目		昭 和	同	同	同	計	説 明		
款	項	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度		種 目	金 額	附 記
1 敷設費		364,944	169,096	138,339	43,530	715,909			
	1 給 料	2,320	13,920	13,920	3,480	33,640			
							1 技師給	10,150	年俸平均 2,100円 2 人 2 年 5 ヶ月分
							2 書記給	4,640	月俸平均80円 2 人29 ヶ 月分
							3 技手給	9,280	月俸平均80円 4 人29 ヶ 月分
							4 雇員給	9,570	月俸平均55円 6 人29 ヶ 月分

	2 雑 給	1,931	11,590	11,591	3,698	28,810			
							1 手 当	7,598	勤務手当給料ノ2割兼 務手当月30円29ヶ月分
							2 報 酬	6,283	顧問報酬年 2,000円 嘱託報酬年 600円 各2年5ヶ月分
							3 旅 費	5,220	月平均 180円29ヶ月分
							4 便 丁 給仕給	1,392	月平均24円2人29ヶ月分
							5 賞 与	7,227	職員以上給料額ノ2割 使丁給仕同 1割5分 兼務者 290円
							6 一 時 給与金	800	1人平均 100円8人分
							7 死傷手 当	290	年平均120円2年5ヶ月分
	3 需用費	1,553	1,489	1,439	361	4,842			
							1 備品費	1,200	机、椅子、書籍等
							2 消耗品 費	1,000	諸用紙、筆墨、薪炭等
							3 通信運 搬費	450	電信、電話料、郵便料等
							4 賄 費	880	宿直賄料1日平均25銭 4人880日分
							5 印刷費	500	各種印刷
							6 被服費	464	職工工夫使丁給仕8人分1人 二付月平均2円29ヶ月分
							7 点燈費	116	月平均4円29ヶ月分
							8 雑 費	232	月平均80円29ヶ月分
	4 工事費	359,140	142,097	111,389	35,991	648,617			
							1 水源費	4,609	別記明細書ノ通
							2 ポンプ 場費	47,475	同
							3 浄水場 費	93,186	同
							4 水管費	447,323	同
							5 建物費	16,484	同
							6 器具 機械費	15,400	同
							7 電話費	3,390	同
							8 動力費	1,500	同
							9 運搬費	1,500	同
							10 測量製 図費	750	同
							11 試験費	1,200	同
							12 用地費	15,800	同
	2 市債費	3,330	30,780	40,560	44,280	118,950			
	1 市債費	3,330	30,780	40,560	44,280	118,950			
							1 市債利 子	118,950	昭和3年度債額 370,000 円ニ対スル利子2ヶ月分 同 4年度債額 570,000 円ニ対スル利子 同 5年度債額 750,000 円ニ対スル利子 同 6年度債額 820,000 円ニ対スル利子 年利率5分4厘
	3 予備費	3,817	4,774	5,386	5,114	19,091			
	1 予備費	3,817	4,774	5,386	5,114	19,091			
	合 計	372,091	204,650	184,285	92,924	853,950			

右の支出第一款敷設費中の第4項工事費予算の明細書は左の通りである。

1. 水源費

種 別	単 位	数 量	単価(円)	金額(円)	摘 要
(1)第1水源費(オーグムヤー川)				540,050	
掘 鑿 工	立 坪	2.5	50,000	125,000	石積混凝土取毀
雑 混 凝 土 工	同	1.0		87,300	
混 凝 土 工 (乙)	同	1.5	116,900	175,350	
水 門 費				80,000	
木 柵 工	間	2.7	12,000	32,400	
工 夫 給	人	16.0	2,500	40,000	
(2)第2水源費(新里川)				300,810	
掘 鑿 工	立 坪	2.2	6,000	13,200	
混 凝 土 工 (甲)	同	0.12	130,500	15,660	
混 凝 土 工 (乙)	同	0.58	116,900	67,802	
煉 瓦 工	枚	1,380	千枚ニ付58,600	80,868	
鉄 筋 工	英 噸	0.07	184,000	12,880	
木 柵 工	間	6.7	12,000	80,400	
工 夫 給	人	12.0	2,500	30,000	
(3)第3水源費(ヤマジャ川)				162,065	
掘 鑿 工	立 坪	5.0	6,000	30,000	
埋 戻 工	同	4.5	2,500	11,250	
混 凝 土 工 (甲)	同	0.21	130,500	27,405	
同 (乙)	同	0.1	116,900	11,690	
鉄 筋 工	英 噸	0.08	184,000	14,720	
木 柵 工	間	3.5	12,000	42,000	
工 夫 給	人	10.0	2,500	25,000	
(4)第4水源費(アラナギ川)				131,970	
掘 鑿 工	立 坪	0.7	15,000	10,500	
混 凝 土 工 (甲)	同	0.54	130,500	70,470	
木 柵 工	間	3.0	12,000	36,000	
工 夫 給	人	6.0	2,500	15,000	
(5)第5水源費(真境名川)				56,575	
混 凝 土 工 (甲)	立 坪	0.15	130,500	19,575	
鉄 材	貫	8.0	.500	4,000	
鉄 工	給 人	3.0	2,000	6,000	
石 工	給 人	6.0	2,000	12,000	
工 夫 給	人	6.0	2,500	15,000	
(6)第6水源費(大山川小)				537,037	
掘 鑿 工	立 坪	8.5	6,000	51,000	
埋 戻 工	同	5.7	2,500	14,250	
混 凝 土 工 (甲)	同	0.3	130,500	39,150	
同 (乙)		0.45	116,900	52,605	
煉 瓦 工	枚	2,720	千枚ニ付58,600	159,392	
鉄 筋 工	英 噸	0.16	184,000	29,440	
木 柵 工	間	3.6	12,000	43,200	
石 垣 工	面 坪	3.0	36,000	108,000	
工 夫 給	人	16.0	2,500	40,000	

修繕費				300.000	
合計				15,400.000	

7. 電話費

種別	単位	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
電話線	哩	4.2	600.000	2,520.000	
電話機	個	3	40.000	120.000	
公衆電話架設費	ヶ所	1		450.000	
私設電話維持費				300.000	
合計				3,390.000	

8. 動力費

種別	単位	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
石油	石	60.0	20.000	1,200.000	
取付費及雑品代				300.000	
合計				1,500.000	

9. 運搬費

種別	単位	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
鉄管運搬費	英噸	2,080.0	.500	1,040.000	
弁類運搬費	同	398.0	.300	149.400	
鉄筋混凝土管運搬費	同	360.0	.400	144.000	
其他材料運搬費				166.600	
合計				1,500.000	

10. 測量製図費

種別	単位	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
測量製図用品				300.000	
同人夫	人	500.0	.900	450.000	
合計				750.000	

11. 試験費

種別	単位	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
鉄管試験費	英噸	2,080.0	.400	832.000	
鉄筋混凝土管同	同	360.0	.400	144.000	
制水弁其他同				34.000	
セメント同	樽	3,200.0	.050	160.000	
硅藻土同	俵	1,000.0	.030	30.000	
合計				1,200.000	

12. 用地費

種別	単位	員数	単価(円)	金額(円)	摘要
水源地、浄水地及線路用地	坪	12,000	1.200	14,400.000	
借地料	同	8,000	.150	1,200.000	
地上物件其他補償金				200.000	
合計				15,800.000	

年	月 日	那覇市水道事業関係事項	月 日	那覇市及び一般事項
(1944)	10・10	本市の水道施設、米軍の空襲により破壊され給水不能となる	7・― 8・22 10・10 10・― 11・―	九州、台湾へ疎開始まる 学童疎開船対島丸、悪石島近海で撃沈され学童 700 人を含む 1,500 人死亡 米機動部隊による大空襲、(いわゆる 10・10空襲) 那覇市役所、県庁敷地隣りの工業指導所跡で事務を再開 那覇市役所本部を牧志町に移転、一部を壺屋に移転
昭和20年 (1945)	5・―	泊浄水場、米軍に占領される	1・12 2・15 4・1 5・19 6・6 6・19 6・22 6・22 8・15 9・20	島田淑氏知事に就任 那覇市役所、真和志村安里の民家に移転その後情勢の悪化で全吏員に解散を命ず 米軍沖縄本島へ上陸 米軍天久高台地区占領 米軍、小禄飛行場占領(現那覇空港) ひめゆり部隊伊原の壕内で自決 牛島軍指令官、長参謀長、摩文仁で自決 大本営、沖縄戦の終了を発表 日本政府ボツダム宣言を受諾(終戦) 沖縄16地区で一斉に戦後初の市議選を実施
昭和21年 (1946)			1・3 4・4 4・22 4・28 7・1 8・17 9・10	糸満地区管区として壺屋区役所設置 壺屋区は那覇市に昇格、那覇市長に当間重剛氏(10代)が任命される 軍政府「沖縄民政府」創立の指令を公布 通貨を新円に交換、米軍発行のB円とともに法定通貨となる 東恩納寛仁氏(11代)市長に任命される 本土からの疎開引揚第1陣、久場崎に入港 日本との郵便物取扱いが開始される
昭和22年 (1947)	―・―	一般会計で井戸設備補助費 8,000 円を計上(1947年度)内 7,400 円を支出	1・― 5・1 8・18	市庁舎牧志公設市場敷地に移転 みなと村が設置され、村長に国場幸太郎氏が任命される 民政府公営バス、全島7路線で運行開始
昭和23年 (1948)	―・―	一般会計で、井戸設備補助費として 8,000 円を計上(1948年度) 8,000 円を支出	2・1 ―・― 7・16 11・21	新選挙法による第1回市町村長選挙実施 那覇市長に仲本為美氏(12代)当选 通貨切替(新円を軍票B円に) 市庁舎開南に移転
昭和24年 (1949)			4・10 4・1 7・25 11・21	市庁舎開南から牧志町(現グランドオリオン)に移転 那覇市場、市営となる 米民政府、知念から那覇へ移転 那覇市長に当間重民氏(13代)当选
昭和25年 (1950)	8・1 10・4	上、下水道の整備を含む都市計画案を那覇市議会で可決 那覇市議会、安里給水所の譲渡を知事と軍政官へ陳情	4・12 7月~9月 8・1	シーツ軍政官、1ドル対 120 円の為替レート改定を発表 水飢饉(井戸にも鍵) みなと村、那覇市に合併

年	月 日	那覇市水道事業関係事項	月 日	那覇市及び一般事項
			11・4	沖縄群島知事に平良辰雄氏就任
			12・31	東町全域が開放される
昭和26年 (1951)	3・1	都市計画課において簡易水道の水源地を調査	1・6	美栄橋町の1部分が開放される
	5・1	泊浄水場の移管について軍と交渉を開始	3・29	若狭町、辻町が開放される
	5・25	那覇市簡易水道使用条例を制定	4・1	琉球臨時中央政府創立式典、主席に比嘉秀平氏就任
	5・31	那覇市部課設置条例により公共施設課を設置、課長に亀島入徳氏就任	4・1	土地所有権証明書を交付
	6・1	首里の湧水を水源とする簡易水道工事に着手	6・25	松山、久米町の1部開放される
	10・10	那覇市簡易水道工事竣工、1.2.3.4.6 区の1部に給水を開始(1日110m ³)		
昭和27年 (1952)	1・11	米軍が1日20万ガロン(757m ³)を那覇市へ給水すると発表	1・18	那覇市の人口5万5千人を突破
	7・18	米民政府から水道工事資材(2,700万B円相当)の交付通知を受ける	2・7	当間重民市長急逝
	8・12	米軍配水管からの連結工事竣工	3・28	那覇市長に又吉康和氏(14代)当選
	8・18	城岳に貯水タンク(30,000ガロン)を設置米軍からの浄水分譲を受ける	4・1	琉球政府創立式典
	8・30	簡易水道の給水工事を再開	4・28	日米講和条約発効(沖縄と本土の分離)
	10・1	水道料金改定(定額制を用途別計量制に改める)	8・13	日本政府、那覇に南方連絡事務所設置
昭和28年 (1953)	3・1	水道料金改定(値下げ)船舶給水料金を制定	5・26	ペルリ提督来島100年祭
	5・15	泊浄水場の返還を前に上水道給水工事の申込受付を開始	5・30	市庁舎天妃小学校に移転
	5・30	市庁舎の移転に伴って天妃へ移転	9・22	又吉康和市長逝去
	6・30	第1次水道事業債(配水管整備費15,220,000B円)借入れ	10・1	真和志村が市に昇格
	8・8	那覇市簡易水道給水工事補助取扱規則を制定、普及の促進を図る	11・9	那覇市長に当間重剛氏(15代)当選
	9・30	上水道第1期配水管布設工事竣工	12・24	奄美大島返還、日米協定調印 (25日返還)
	12・16	公共施設課を水道課に改める、課長に亀島入徳氏就任		
	12・21	泊浄水場及関連施設の譲渡式挙行される		
昭和29年 (1954)	1・25	牧志街道配管工事竣工	1・19	全島で豪雨、三和村付近で雹(ひょう)降る89年ぶり
	3・30	泊浄水場及び関連施設が正式に譲渡される(能力11,000m ³ /日)	8・1	泊港が開港式
	4・1	那覇市水道給水条例が施行され、水道事業が復活	9・1	首里市、小禄村を編入合併
	4・1	水道料金改定(メートル法実施、浴場用新設)	10・26	牧志街道拡張工事竣工12/5開通式
	6・1	給水工事指定店制度を導入、5社を指定	11・12	泊南岸埋立工事竣工
	7・1	水道料金改定(39%の値下げ実施、量水器使用料新設)		
	9・1	首里配水タンク容量5万ガロン(189m ³)完成		
	9・1	松川ポンプ場(能力8,400m ³ /日)完成		
昭和30年 (1955)	3・10	給水普及を図るため、給水工事費を800栓に限り、大幅補助	1・19	泊南岸埋立地に元垣花町住民120戸を割当
	5・30	楚辺配水タンク(容量95m ³)完成	2・28	又吉道路竣工
	7・1	水道課長に東江誠忠氏就任	6・16	戦災復興土地地区画整理事業始まる
			7・26	松下町解放される
昭和31年 (1956)	4・28	水道課庁舎落成(木造平家106.6坪)市役所構内	9・8	台風エマ来襲最大風速69mで戦後最大(家屋全半壊600余棟)
	7・1	水道料金改定(営業用の超過料金を段階別に改		

泊 淨 水 場 譲 渡 証 書

琉球民政府に依り或いは、それを通じて活動している米合衆国は琉球列島沖縄那覇市に對して此處に其の所有權に対する条件或ひは保証無しに下記の財産を譲渡致します。

@ 牧港原水ポンプ場鉄筋コンクリート建物

36呎×64呎

1 分間1,500ガロン能力電動機直結ポンプ

2 基

1 分間75ガロン能力電動機直結ポンプ 1 基

1 分間750ガロン能力電動機直結ポンプ

1 基

1 分間750ガロンディーゼルエンジン付ポンプ

1 基

附属配管、管属具、制水弁電気スイッチギヤー

100 KVA 変圧機三基 (及び15 KVA 1 基)を含む変電所附属設備一式、浄化槽及び附属配管管属具一式

以上一切を含む。

@ 吸水井、鉄筋コンクリート36呎×33呎×16呎深制水弁、管属具一切を含む。

@ 22,388直線呎の14吋鉄原水送水管線 (牧港ポンプ場) から那覇攪拌池に至る管属具、スラストブロック、アンカーブロック、マンホール、制水弁、配管橋一切を含む。

@ 12,542直線呎14吋鉄配水本管、那覇配水池から小緑、貯水池迄管属具を含む。

@ 11ヶ所コンクリートマンホール制水弁E型附属設備一切を含む。

@ 3ヶ所コンクリートマンホール制水弁A型附属設備一切

@ 1ヶ所コンクリートマンホール制水弁マンホール第一番附属設備一切

@ 2 基の沈澱池85呎×35呎×16呎深 鉄筋コンクリート 2 基の排泥機、附属具配管一切を含む。

@ 6 基薬品攪拌池102呎×27呎×8呎深 鉄筋コンクリート配管属具一切を含む。

@ 1 棟薬品注入機室 32呎×20呎 鉄筋コンクリート建

3 基の乾燥薬品注入機及び内部照明、投光機を含む

@ ろ過池一基 46呎×23呎6吋×12呎 深 鉄筋コンクリート (浄水場)

3 基のアントラファィルド急速ろ過池を含むろ過池配管、底部構造、ろ過床材、全附属具一切を含む

@ 1 棟、操作室、46呎×32呎8吋 セメントブロック建 (浄水場)

塩素滅菌機及び配管、制水弁、制水弁及び操作機、ろ過池流出入制水弁操作台、3,750ガロン/分 電動機直結ポンプ、ヴェンチュリー型流量計、電気設備、塗装、3 基の37.5 KVA 変圧器、6 吋8 吋排水管线 (既設排水本管迄) 洗砂ポンプ制水弁マンホール番号 () 附属設備一切を含む

@ 1 基、配水池 100呎×90呎×19呎 深 100万ガロン入

鉄筋コンクリート、附属具、配管属具、床支柱を含む

@ 1 基小緑配水池 84呎×84呎×14呎 深 75万ガロン

鉄筋コンクリート附属具、配管属具、床支柱を含む

@ 371直線呎、6吋鉄筋コンクリートパイプ原水導集水管設備

管線は大山ダムから10吋鉄筋コンクリートパイプ本管迄

管属具制水弁 ——牧港地区

@ 1 基コンクリートマンホール、制水弁、制水弁及び二次配管組立一切

@ 2.209 直線呎 8 吋鉄筋コンクリート原水導

- 集水設備病院の集水井から12吋鉄筋コンクリートパイプ本管迄、属具、制水弁を含む
- @ 1 基コンクリートマンホール制水弁筐、属具、二次パイプ組立を含む
- @ 9,687直線呎 10吋鉄筋コンクリートパイプ
原水集水設備オーグムヤードム大山迄、ヒジャガーのダムから牧港ポンプ場迄牧港ガワダムから牧港ポンプ場迄
- @ 1 基、コンクリートマンホール制水弁筐、属具、二次配管を含む
- @ 1 基コンクリートマンホール排泥装置、制水弁、制水弁筐二次配管を含む
- @ 1 基コンクリートマンホール真空排気弁、弁類、二次配管を含む
- @ 8,395直線呎 12吋鉄筋コンクリートパイプ
原水導集水設備大山から牧港ポンプ場迄属具、弁類を含む
- @ 3 基コンクリートマンホール真空、排気弁、弁類、二次配管を含む
- @ 1 基コンクリートマンホール制水弁筐、属具、二次配管を含む
- @ 1 基コンクリートマンホール排泥装置、弁、弁筐、二次配管を含む
- @ 1基コンクリートダム、集水ダム10吋×12吋×60吋
3 呎×3 呎×6 呎6 吋 オーグムヤードム
(第1水深)

本譲渡は琉球列島沖縄那覇市に依り次の誓約が為される事を考慮に入れて行はれる。

米合衆国代理機関代理人使役者雇用者が行う処の上記財産の建設、占有、使用及びそれ等造営物のある土地によって起る或いは関係する如何なる方法の請願要求に対しても、例へそれが本譲渡の日附の前に起った物であろうと後に起った物であろうとを問わず全て、其等の請願要求に対しても無実である様に永久に防護せられなければならない。

本書は下記那覇市に依る受諾が為されなければ如何なる目的に対しても無効である。

以上の証人署名として、米合衆国の為に活動して居る琉球列島米国民政府は本書を署名して、本日1954年3月30日那覇市に対し交付致します。

米合衆国

琉球列島米国民政府に依り

副長官に代って

(署名)

ジェー・エーゲルゾン

琉球民政府責任財産係将校

(署名)

チャーレス・ヴィ・ブラムリー

米国陸軍准将

本日1954年3月30日

那覇市に依って受諾された

(署名)

那覇市長 当間重剛に依って

TRANSFER

The United States of America, acting by and through the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, hereby transfers to Naha City, of Okinawa, Ryukyu Islands, without condition or warranty all of its right, title, and interest in and to the below described property:

One (1) Each-Machinato Raw Water Pumping Station-36'×64' reinforced concrete, complete including 2-1500 GPM Electric Motor driven pumps, 1-75 GPM Electric Motor Driven pump, 1-750 GPM Diesel Driven pump, 1-750 GPM Electric Motor Driven pump, piping, fittings, valves, electric switch gear, all appurtenances transformer station complete with 3-100 KVA Transformer, (1-15 KVA transformer),

exterior utilities, including septic tank complete with pipe and fittings.

One (1) Each-Suction Well-36'×33'×16' deep-reinforced concrete, complete including valves, pipings and all appurtenances.

Twenty-Two Thousand Three Hundred 88 linear feet (22,388) LF-14" CIP Raw Water Main Line-Line from Machinato Pumping Station to Naha Mixing Basin, complete including fittings, thrust blocks, anchor blocks, manholes, valves and bridge crossings.

Twelve Thousand Five Hundred Forty Two linear feet (12,542) LF-14" CIP Potable Water Main Line-Line from Naha Clearwell to Oroku Reservoir complete including fittings.

Eleven (11) Each-Concrete Manhole-Valve type "E" complete including equipment.

Three (3) Each-Concrete Manhole-Valve, Type "A" complete including equipment.

One (1) Each-Concrete Manhole-Valve Manhole No.1 complete including equipment.

Two (2) Each-Clarifiers-85'×35'×16' deep each-reinforced concrete, complete including 2 sets of sludge removal equipment, and piping appurtenances.

One (1) Each-Mixing Chamber 102'×27'×8' deep-reinforced concrete, complete including pipings and fittings.

One (1) Each-Chemical feeder house 32'×20'-Reinforced concrete, complete including 3 mechanical dry type chemical feeders, interior lighting facilities and flood lighting.

One (1) Each-Filter Chamber 46'×23'6"×12' deep-reinforced concrete complete, including 3 rapid anthra-filt filters, filter piping, bottoms, media and all appurtenances.

One (1) Each-Control Building-46'×32'8"-Masonry complete, including chlorination equipment and pipings, valves and controls, filter flow valves, operating tables, 3,750 GPM electric motor driven pump, ventri type meter, electrical, painting, 3-37.5 KVA transformers, 6" & 8" sewer line to existing line and back wash pump valve MH No. complete including equipment.

One (1) Clearwell-100'×90'×19' deep-1.0MG reinforced concrete, complete with appurtenances, piping w/fittings and floorstand.

One (1) Each-Oroku Reservoir-84'×84'×14' deep-0.75MG reinforced concrete complete with appurtenances, piping w/fittings and floor stand.

Three Hundred Seventy One (371) Linear Ft-6" RCP Raw Water Gravity Collection System-Pipe line from Oyama Daw to 10" RCP Main, including fittings and valves-Machinato area.

One (1) Each-Concrete Manhole-Valve Box including Valve and Secondary piping assembly.

Two Thousand Two Hundred Nine (2,209) Linear Ft-8" RCP Raw Water Gravity Collection System-Pipe line from Hospital intake well to 12" RCP Main line inclu-

ding fittings and valves.

One (1) Each-Concrete Manholes-Valve Box including fittings and secondary piping assembly.

Nine Thousand Six Hundred Eighty Seven (9,687) LF-10" RCP Raw Water Gravity Collection System-Pipe line from Obascom Dam to Oyama from Hiyagawa Dam to Machinato Pumping Station from Machinato Gawa Dam to Machinato Pumping Station.

One (1) Each-Concrete Manhole-Valve Box including fittings and secondary piping assembly.

One (1) Each-Concrete Manhole-Blow off including valve, valve box and secondary piping assembly.

One (1) Each-Concrete Manhole-Vacuum & Air Relief including valves and secondary piping assembly.

Eight Thousand Three Hundred Ninety Five(8,395) LF-12" RCP Row Water Gravity Collection System-Pipe Line from Oyama to Machinato Pumping Station including fittings and valves.

Three (3) Each-Concrete Manholes-Vacuum and Air Relief including valves and secondary piping assembly.

One (1) Each-Concrete Manhole-Valve Box including fittings and secondary piping assembly.

One (1) Each-Concrete Manhole-Blow off including valve, valve box and secondary piping assembly.

One (1) Each-Concrete Dam and Intake Well-10'×12'×60"-3'×3'×6'6"-Obascom Dam (Water Source No.1).

One (1) Each-Concrete Dam and Intake Well-1'×4'×5'×13'-2'×2'×5'-Oyama Dam (Water Source No.5).

One (1) Each-Concrete Intake Well-4'6"×6'×6'-Hospital Area (Water Source No.8)

One (1) Each-Concrete Dam and Intake Well-20'×12'6"×45'-4'×6'×10'10"-Hiyagawa Dam (Water Source No.11)

One (1) Each-Concrete Intake Well-5'×8'×7'6"-Machinato Gawa (Water Source No.12).

The foregoing is comprised in the Naha City Water System as represented in the attached drawings dy the Okinawa District Engineer (# 26-04-05 Shts 49.1, 50 thru 57, 58, 59, 61, 60, 64, 65, 66, 67, 68.2, 69.2, 70, 71,72.2, 73, 74.1, 75A.1, 76.2, 77.1, 78.1, 79, 80 thru 89, 91.1, 92.1, 93.1, 94.1, 95.1, 96.1, 97.1, 98A, 90.2 and 100.2-# 26-04-03 Shts 19.5 thru 23.2, 26, 26A, 42.1, 25.3, 27, 27A, 28, 29, 30.1, 31 thru 33, 34.2, 35, 36, 37.1, 38, 39.2, 40.1, 41.1, 42.1, 43.1, 46 thru 49 and 51.1).

This transfer is made in consideration of the covenants by the said Naha City, Okinawa, Ryukyu Islands that:

It will ever defend, protect, and save harmless the United States of America, its agencies, agents, servants and employees from any and all manner of suits or claims whatsoever arising out of or connected with the construction, occupancy or use of the said property, the fixtures or appurtenances thereto, and the lots on which the same have been erected or installed, whether such have arisen before the date of this transfer or arise after such date.

This instrument is ineffective for any purpose whatsoever until execution of the below acceptance by the City of Naha.

In WITNESS WHEREOF, the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands, acting for the United States of America, has caused this instrument to be signed and delivered to the City of Naha on this 30 day of March 1954.

THE UNITED STATES OF AMERICA
BY
THE UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
FOR THE DEPUTY GOVERNOR;

CHARLES V. BROMLEY

Brigadier General, U.S. Army Civil Administrator

Attest: J. A. GUERZON
USCAR Accountable Property Officer

Accepted by the City of Naha on this 30 day of March 1954.

BY: Jugo Thoma
Mayor, City of Naha

平成18年5月30日判決言渡し 同日判決原本領収 裁判所書記官

平成17年(ネ)第30号土地所有権確認等請求控訴事件 (原審・那覇地方裁判所平成15年(ワ)第1562号)

口頭弁論終結日 平成18年4月20日

判 決

那覇市松尾2-8-13

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

那覇市泉崎1-1-1

被 控 訴 人 那 覇 市

同代表者那覇市上下水道事業管理者

同訴訟代理人弁護士

[Redacted]

同 指 定 代 理 人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人が、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）について、所有権を有することを確認する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、本件土地について、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 4 訴訟費用は、第1審、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 控訴人の請求原因及び被控訴人の主張に対する答弁

1 本件土地の承継取得

- (1) ■■■■■（以下「■■■■■」という。）は、もと本件土地を所有していた。
- (2) ■■■■■は、大正13年から同14年の間に、■■■■■（以下「■■■■■」という。）に対し、本件土地を代金850円で売却した（甲11、13、47）。
- (3) ■■■■■は、昭和19年8月10日、同人の娘である■■■■■（以下「■■■■■」という。）に対し、本件土地を贈与した（甲11）。
- (4) ■■■■■は、昭和19年8月10日、同人の娘である控訴人に対し、控訴人が文京第1女学校を卒業して沖縄に戻る2年後の昭和21年8月10日に、本件土地を贈与する旨約した（甲19）。
- (5) 控訴人は、昭和21年、文京第1女学校を卒業し、沖縄に戻った（甲2）。

2 本件土地の時効取得

- (1) ■■■■■は、遅くとも大正14年ころまでに、■■■■■から本件土地を買い受けて、本件土地の占有を開始した（甲40、41、43）。
- (2) ■■■■■は、本件土地の占有開始時に、本件土地の所有権を有すると信じたことについて無過失であった。
- (3) ■■■■■は、昭和10年ころ、本件土地を占有していた。
- (4) ■■■■■は、昭和19年8月10日、本件土地の占有を承継した。
- (5) ■■■■■は、昭和20年ころ、本件土地を占有していた。

(6) 控訴人は、本件訴訟において、本件土地について10年間ないし20年間の取得時効を援用するとの意思表示をした。

3 登記の経由

被控訴人は、本件土地について、昭和36年8月24日那覇地方法務局受付の第13067号所有権保存登記を有している。

4 よって、控訴人は、被控訴人に対し、本件土地の所有権に基づき、控訴人が本件土地を所有することの確認と本件土地について真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求める。

5 被控訴人の時効取得の主張に対する答弁

(1) 被控訴人が本件土地を占有した事実を否認する。本件土地は、浄水場の敷地として利用された土地ではない。

(2) 被控訴人の取得時効の主張は、次のとおり、権利の濫用である。

被控訴人は、地方公共団体であり、自らの土地でないことが判明した以上、本来の土地所有者に返還すべきである。

本件土地は、[]が[]から購入した土地であり、[]家において昭和20年ころまでは占有・管理してきた。戦争により所有権を証明する書類等がほとんど焼失してしまったことや、当の[]が一時東京に疎開するなどしたことなどから、戦後の所有権認定作業から不幸にも漏れてしまったものである。

控訴人が戦後になって所有権の登記をできなかったことには、やむを得ない事情がある。登記等不動産の権利関係については本来であれば法務局等で公証されるべきところ、戦争により公証する権利関係書類が焼失した。控訴人の責めに帰すべき事由ではない。

本件事案においては、戦後の所有権認定手続が極めて杜撰であったこと、被控訴人は地方公共団体であり土地の所有権の調査・認定を行う機関であったこと、被控訴人自身が自ら所有権を承継取得したことについて立証できないことなどの事情が認められる。

被控訴人が時効取得を主張し、控訴人の土地所有権を否定することは憲法上定める財産権の侵害にほかならず、被控訴人による時効の援用は、権利の濫用である。

第3 控訴人の請求原因に対する被控訴人の答弁及び主張

1 請求原因1(1)ないし(5)の事実は不知。

2 請求原因2(1)ないし(5)の事実は不知。

本件土地は、被控訴人が昭和8年以来現在に至るまで浄水場の保安林地区として使用占有してきた。

3 請求原因3の事実は認める。

4 被控訴人の取得時効の主張

(1) 被控訴人は、昭和8年に本件土地を含む敷地上に浄水場を建設して、本件土地の占有を開始した。

(2) 被控訴人は、昭和28年、本件土地を占有していた。

(3) 被控訴人は、本件訴訟において、本件土地について20年間の取得時効を援用するとの意思表示をした。

第4 当裁判所の判断

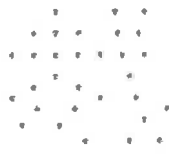
当裁判所は、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

1 本件土地の承継取得について

本件全証拠によっても、次のとおり、 ないし が本件土地を所有していたこと、及び、 及び控訴人が本件土地の贈与を受けたことを認めることができない。

(1) 本件記録によれば、次の事実が認められる。

ア 控訴人は、 弁護士を代理人として、平成15年12月9日、被控訴人に対し、本件土地の所有権確認と真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求める本件訴訟を那覇地方裁判所（原審）に提起した。訴状では、 が昭和21年4月初旬ころに から本件土地を代金不詳で買い受け、昭和21年



8月10日に控訴人に無償で譲渡した旨主張している。

イ 原審において、平成16年1月8日に第1回口頭弁論期日が開かれ、平成16年12月20日の第6回口頭弁論期日に弁論を終結している（平成16年4月15日と同年5月31日に弁論準備期日が開かれている。）。

その間の進行の経緯は、次のとおりである。

(ア) 第1回口頭弁論期日において、控訴人のメモである甲第2号証（「真和志村上之屋201番 1946年8月10日 浦添村字屋富祖279にて [] [] [] 人立ち合いのもと [] から [] に譲渡する」との記載がある。）が提出されている。

(イ) 平成16年2月19日の第2回口頭弁論期日において、控訴人は、売買代金額に関する調査結果を書面で提出する旨釈明している。

(ウ) 控訴人は、平成16年2月19日付け準備書面において、[] が文京第1女学校を卒業する控訴人のために昭和21年4月初旬に[] から本件土地を買受けた、[] は具体的な代金は言わなかったし、控訴人も聞いていない、代金額を証する書面は今のところ存在しない、控訴人が甲第2号証を作成した当時、本件土地のいわゆる権利証があり、それに基づいて甲第2号証を作成した、昭和23年の冬に浦添市字屋富祖279番地に存在していた住宅は火災に遭い、権利証や領収書等の一件書類を焼失した旨主張している。

(エ) 平成16年4月15日の第1回弁論準備手続期日において、控訴人は、平成16年5月21日までに本件土地の取得原因についての主張書面を提出する旨釈明した。

(オ) 控訴人は、平成16年4月15日付け準備書面において、[] が [] に購入資金を拠出し、本件土地を買与えた旨主張した。

(カ) 平成16年5月31日の第2回弁論準備手続期日において、控訴人は、次回期日までに本件土地の取得原因についての主張書面を提出する、準備書面を提出しないときは、弁論を終結することに異議がない旨釈明した。

(キ) 平成16年7月14日 弁護士は、控訴人の訴訟代理人を辞任した。控訴人は、同日付けで 弁護士を訴訟代理人に委任した。

(ク) 平成16年7月15日の第3回口頭弁論期日において、控訴人は、次回期日までに本件事案の内容を精査し、進行について検討する旨釈明した。

(ケ) 平成16年9月16日の第4回口頭弁論期日において、弁論が終結され、平成16年11月8日が判決言渡期日として指定された。

(コ) 控訴人は、平成16年10月14日 弁護士、 弁護士及び 弁護士を訴訟代理人に委任した。 弁護士は、平成16年10月26日付けで、控訴人の訴訟代理人を辞任した。控訴人は、平成16年10月26日付けで、新たな証拠が発見されたことを理由に口頭弁論の再開を申し出た。

(カ) 控訴人は、平成16年10月29日付け準備書面において、 が大正13年6月26日ころ に本件土地を代金850円で売却し、 は に本件土地を贈与し、昭和19年8月10日に控訴人は から2年後の昭和21年8月10日に本件土地の贈与を受けるとの約束をした旨主張した。

(シ) 平成16年11月2日、口頭弁論が再開され、平成16年11月22日に口頭弁論期日が指定された。

(ス) 控訴人は、平成16年11月22日の第5回口頭弁論期日において、控訴人作成のメモである甲第11号証の1・2(「1944年8月10日 浦添村屋富祖にて
 . . . 1946年8月10日に母()より私くし
に次の4筆の土地を譲渡することを 2人立ち合いのもと譲渡することを
約束しました 1筆 真和志村上之屋泊後原 クガニム(山) . . . 坪(貳仟参百
圓) 1筆 真和志村上之屋上之屋原 東原ヒイタチ毛タカマサイ山2000坪(八
百伍拾圓) 大正13年6月26日 氏から に売却した」「大正14年
9月20日 1筆 真和志村上之屋上之屋原(東原) 泊水タンクハンタムイ小3
反 . . 坪(九百圓) 1筆 上之屋上之屋原東原タンクハンタムイ小クガニムイタ
ンカー200坪(参百伍拾圓) から に売却した この4筆は

からに譲渡し、私（ ）は祖父の土地を引きつぎの後継
をする事を誓います 1944年8月10日

2人立ち合いのものの譲渡する」との記載がある。）、作成の昭
和51年9月23日付け書面である甲第12号証（本件土地を含む4筆を大正13
年から14年にかけてがから譲渡を受けたことを認める旨の記載がある。）
を提出した。

(セ) 平成16年12月20日の第6回口頭弁論期日において、弁論が終結された。

ウ 原審は、平成17年2月3日の第7回口頭弁論期日において、控訴人の請求
をいずれも棄却する旨の判決を言い渡した。原審判決は、「控訴人はが本件土地
をもと所有していた旨主張するが、関係証拠を総合しても、これを認めるに足りる
証拠はない」と判断している。

エ 控訴人は、平成17年2月16日付けで、原判決について控訴した（本件控
訴事件）。控訴人は、平成17年4月1日付けで、弁護士に訴訟を委任し
た。

オ 当審では、平成17年5月31日に第1回口頭弁論期日が開かれ、平成18
年4月20日の第5回口頭弁論期日で弁論が終結された。

その間の進行の経過は、次のとおりである

(ア) 第1回口頭弁論期日において、控訴人作成のメモである甲第19号証の1・2
（「1944年8月10日 卒業後沖縄に帰る事を約束致します 祖父（ ）の後
継ぎする事を誓います」「真和志村泊後原・・・1946
年8月10日 2人立ち合いのもとから
譲渡」との記載がある。）、控訴人作成の陳述書である甲第26号証が提出された。
控訴人は、平成17年7月20日までに、が本件土地を所有していた旨の立証
及び本件土地について所有権申請がされたなかった経緯等の主張をする旨釈明し
た。

(イ) 平成17年10月18日の第3回口頭弁論期日において、関係者の陳述書で

ある甲第28, 29号証, 第39ないし第45号証が提出された。

(ウ) 平成18年1月31日の第4回口頭弁論期日において, 土地帳簿と題する甲第47号証(買人[](名下に印影がある。)・売人[](名下に印影がある。))とする大正13年9月26日の土地所有権売買契約証明との記載がある。)が提出された。

(エ) 平成18年4月20日の第5回口頭弁論期日において, 浦添村村長作成名義の大正7年5月2日付けの土地登録書と題する甲第51号証(4筆の土地について必達の土地を認める旨の記載がある。)が提出された。

カ 控訴人は, 平成18年5月24日付けをもって, 新証拠を発見したことを理由に弁論の再開を申し立てている。

(2) 控訴人提出の書証の検討

上記(1)で認定した訴訟経過に照らせば, 控訴人提出の上記甲号各証の信用性には多大な疑問が生じるところであるが, 上記(1)で摘示した甲号証は個々に検討しても信用できない。

ア 控訴人が作成したメモである甲第2号証, 第11号証の1・2, 第19号証の1・2については, 作成時期やその内容を裏付ける客観的証拠がないばかりか, その内容が矛盾している。すなわち, 甲第2号証では, 昭和21年8月10日に[]及び[]が立ち会って[]から本件土地の譲渡を受けた旨記載され, []からの売買やその代金については何ら触れられていない(当時の控訴人代理人は, 控訴人は売買代金額を聞いていないし, 売買代金額を明らかにする書面はない旨弁論している。)。ところが, 甲第11号証の1・2では, 昭和19年8月10日に[]及び[]の立合いのもと昭和21年8月10日に本件土地を含めた4筆を譲渡することを約束した, 大正13年6月26日に[]から[]に売却したとして, 売却した4筆の土地の代金額がそれぞれ記載されている。

控訴人が作成されたとする上記メモである甲号証の間の矛盾について何ら納得できる説明はされておらず, 上記甲号証はとうてい信用できるものではないし, 控訴

人作成の陳述書（甲26）も信用できない。

イ 作成の昭和51年9月23日付け書面である甲第12号証には、
が大正13年から14年にかけて、に4筆の土地を譲渡した旨の記載がある。
しかし、は、大正2年2月19日生まれである（甲13）から、大正13
年ころの売買についての記述を信用することはできない。

ウ 関係者の陳述書である甲第28、29号証、第39ないし第45号証の中には、
は、本件土地を祖父のが所有していた、が本件土地を所有していた、
が本件土地を山番していた、本件土地はの土地であった旨の記載がある。しか
し、各作成者の年齢やとの関係などに照らして、各作成者が本件土地である2
01番の土地の所在や所有者を正確に認識していたとは認め難く、上記甲号証は信
用できない。

エ 土地帳簿と題する甲第47号証や土地登録書と題する甲第51号証は、どの
ような根拠に基づき作成されたものか明らかでなく、信用できない（公的文書であ
れば、その作成の権限が明らかでないし、私的文書であれば、通常の売買契約書や
いわゆる権利証以外に、なぜ土地帳簿（が自己の所有・管理する土地を整理す
る帳簿であれば、わざわざ売り主の大城の印鑑が押してあるのは理解できない。）や
土地登録書と題する書面が作成されたのか明らかではない。）。)

(3) 更に、控訴人の主張や陳述書を前提にすれば、控訴人は、の跡取りとし
て、沖縄に帰り、本件土地を含めた4筆の土地を所有したことになるし、母親
も、浦添に家を持ち、東京と沖縄を行き来していたことがうかがえる。そして、戦
後、沖縄においては登記簿等の焼失のため、字所有権委員会に土地所有の申請をし
て土地の所有権を公証する手続がとられたことは当裁判所に顕著な事実である（被
控訴人は、昭和22年9月16日、本件土地の所有権申請をし、昭和27年12月
19日、本件土地の所有権証明書の交付を受けている（乙4、5）。）。の跡取り
として沖縄に戻った控訴人が本件土地の所有権申請をせず（他の3筆についても所
有権申請をした様子はない。）、被控訴人が本件土地について所有権申請したこと

対して本件訴訟を提起するまで異議を述べていないことは、所有権者としての態度として理解できない。

(4) 以上検討したところに照らせば、[]ないし[]が本件土地を所有していたこと、及び、[]及び控訴人が本件土地の贈与を受けたことを認めることはできないから、控訴人が本件土地を承継取得したことを前提にする請求は理由がない。

2 本件土地の時効取得について

本件全証拠によっても、[]が大正14年ころから本件土地を占有したこと、[]が昭和10年ころ本件土地を占有していたこと、[]が昭和20年ころ本件土地を占有していたことを認めることはできない。控訴人の主張にそう甲号証が信用できないことは、上記1で認定・説示したとおりである。

したがって、控訴人が本件土地を時効取得したことを前提にする請求は理由がない。

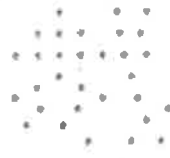
第5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、控訴人の請求は理由がないからこれを棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所那覇支部民事部

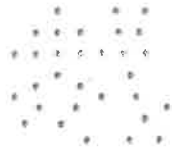
裁判長 裁判官

裁判官



裁判官





物 件 目 録

所 在	那霸市字上之屋上之屋原
地 番	2 0 1 番
地 目	原野
地 積	4 8 8 2 m ²



これは正本である。

平成18年5月30日

福岡高等裁判所那覇支部民事部

裁判所書記官

